山形大学基金
Yamagata University Fund

次世代の可能性
ー山形での学びにご支援をー

小白川キャンパス

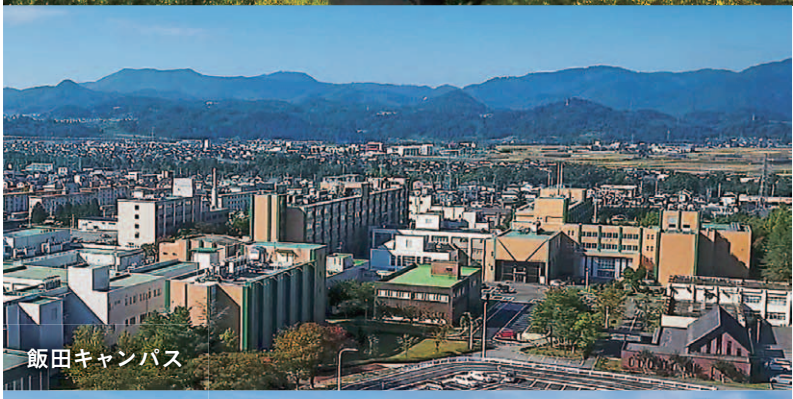
飯田キャンパス

米沢キャンパス

鶴岡キャンパス

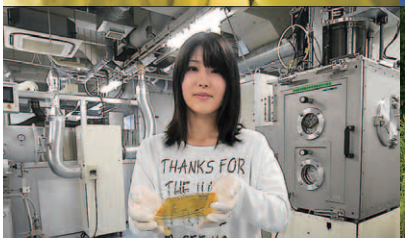

山形大学

山形大学基金への寄附のご案内

山形大学基金は、本学における学生支援及び教育研究支援等に資することを目的に創設いたしました。本基金は、山形大学運営全般へのご支援をいただく「一般基金」と、使途を限定した特定の事業へのご支援いただく「特定基金」で構成されます。

山形大学運営全般へのご支援［一般基金］

次の支援事業を柱としております。各詳細につきましては、年度毎に諸状況を勘案しながら計画します。

- **学生支援**
  課外活動（団体、サークル等）、キャリア形成・就職、優秀学生への奨学金 等
- **教育研究支援**
  基盤教育・専門教育、学術研究推進 等
- **国際交流支援**
  海外留学、外国人留学生、海外大学との交流 等
- **キャンパス環境整備支援**
  安全・安心・快適なキャンパス整備、バリアフリー対応 等
- **社会連携・社会貢献活動等支援**
  卒業生等との交流、ボランティア活動、地域交流・貢献活動 等
- **その他基金の目的達成に必要な支援**

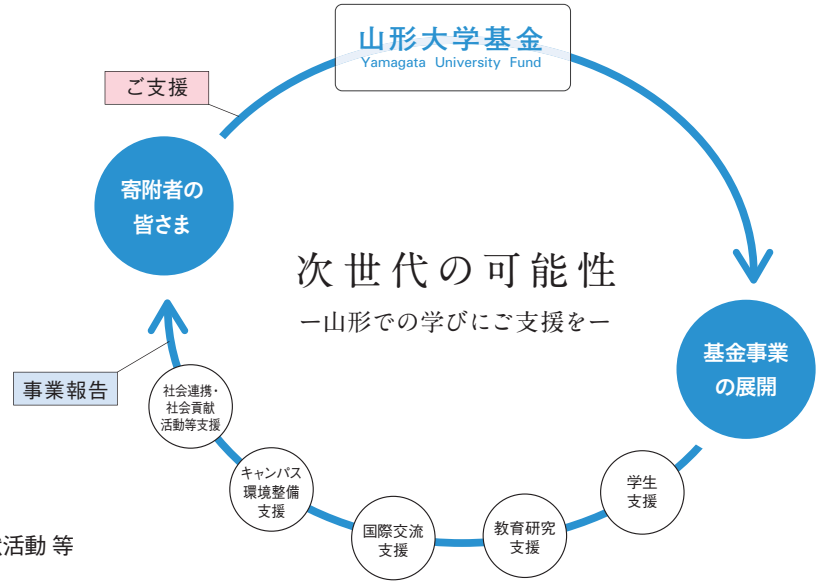

使途を限定した特定の事業へのご支援［特定基金］

経済的修学困難学生への支援（修学支援事業特定基金）

経済的な理由で修学に困難がある学生等に対して支援を行うことにより、意欲と能力のある学生が希望する教育を受けられるよう支援することを目的としています。

具体的には、次のように活用されます。

- **入学料、授業料または寄宿料の全部又は一部免除**
- **学資金の貸与又は給付**
- **学生の海外への留学に係る費用負担**
- **ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの業務に対する手当等負担**

山形大学の更なる飛躍と発展のために、皆さまからの末永いご支援とご協力をお願いいたします。

ご寄附のお申込み

ご寄附に際しては、各種のお申込み方法がございます。Web サイトからのお申込み並びに添付の払込票によるご寄附が可能です。ご不明な点がございましたら、お気軽に本学担当までご連絡をお願いいたします。

- **クレジットカード決済**
- **インターネットバンキング決済（ペイジー）**
- **コンビニ決済（払込票タイプ）**
- **銀行振込（ゆうちょ銀行・郵便局を含む）**

山形大学基金　http://www.yamagata-u.ac.jp/jp/fund/

遺贈によるご寄附

遺言で相続人のほか、山形大学を受遺者（遺言によって財産の遺贈を受ける者）としてご指定いただくことにより、ご寄附いただくことが可能です。本学では、本学に遺贈をお考えの皆様の手続きの便宜を図るために、高度な専門性と豊富な経験を有する信託銀行と協定を締結しております。遺贈によるご寄附をお考えの場合は、本学担当へお問い合わせ願います。あるいは、下記信託銀行へ直接お問い合わせいただくことも可能です。

なお、本学へご遺贈いただきました財産については、原則として相続税は非課税になります。

遺言信託に関する協定信託銀行（50音順）

みずほ信託銀行株式会社 仙台支店
〒980-0811　宮城県仙台市青葉区一番町3-1-1
TEL 022-215-8793

三井住友信託銀行株式会社 仙台支店
〒980-0021　宮城県仙台市青葉区中央二丁目1-7
TEL 022-224-1147

ご寄附への謝意

ご芳名の掲載　ご寄附いただきました皆様に深く感謝の意を込めまして、ご芳名を山形大学基金ホームページに掲載し、永く本学の歴史に刻ませていただきます。なお、公開をご希望されていない方々につきましては、掲載をしておりません。

感謝状の贈呈　個人で100万円以上、法人・団体で500万円以上のご寄附をいただいた皆様に、感謝状を贈呈いたします。

国の褒章制度　公益のために私財をご寄附いただいた方に授与される『紺綬褒章』に、ご寄附者のご意向を確認の上、公益団体認定を受けている本学から文部科学省に申請いたします。授与基準に基づき、500万円以上のご寄附をいただいた個人及び1,000万円以上のご寄附をいただいた団体を対象としております。

税制上の優遇措置

山形大学基金への寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金（法人税法第37条第3項第2号）として財務大臣から指定されております（昭和40年大蔵省告示第154号）。

また、これまで個人から山形大学基金にご寄附いただいた場合、「所得控除」制度の適用がありましたが、平成28年度の税制改正により、経済的な理由で修学に困難がある学生等に対する支援にご寄附いただく場合には、「所得控除」制度に加え『税額控除』制度が適用になりました。

■個人の場合

(1) 所得及び所得税の寄附金による控除

寄附金控除には、[A] 所得控除と [B] 税額控除の2種類があります。但し、[B] 税額控除については、経済的な理由で修学に困難がある学生等に対する支援のための「修学支援事業特定基金」にご寄附された分についてのみ適用となります。確定申告の際には、寄附者ご自身においてどちらか一方の制度をご選択ください。

[A] 所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、所得税額から控除

(寄附金額※1－2,000円)×(所得に応じた)税率 → 所得税額から控除

[B] 税額控除

各寄附者の所得に応じた税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

(寄附金額※1－2,000円)×40%＝控除対象額※2 → 所得税額から控除

※1 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。
※2 控除対象額は、所得税額の25%が限度となります。

【参考例】
年収500万円（平均的な税率20%）の方が1万円を寄附した場合

所得控除	**(10,000円－2,000円)×20%**	**＝**	**1,600円**
税額控除	**(10,000円－2,000円)×40%**	**＝**	**3,200円**

(2) 個人住民税の寄附金による控除

山形大学へご寄附された翌年1月1日のご住所が次の自治体の方は、確定申告の際に、住民税の寄附金控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます（平成28年度にご寄附された場合、平成29年度の住民税から控除）。確定申告をせずに住民税の寄附金控除のみを受ける場合は、各自治体に申告してください。

・都道府県の指定：山形県
・市町村の指定：山形市、米沢市、鶴岡市

※上記の自治体および今後、山形大学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄附者名簿を提出することになっておりますので、ご了承願います。寄附者名簿には、寄附者氏名、住所、寄附金額、寄附受領日を記載いたします。

(寄附金額※3－2,000円)×住民税控除率※4 → 住民税額から控除

※3 控除対象となる寄附金額は、その年の総所得金額等の30%が上限となります。
※4 住民税控除率は、都道府県の指定は4%、市町村の指定は6%、双方指定の場合は10%となります。

(3) 寄附金控除の手続き

寄附金控除を受けるためには、ご寄附された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行ってください。確定申告の際には、山形大学が発行する「領収書」（税額控除を受ける場合は、あわせて「税額控除に係る証明書」の写し）が必要になります。

※領収書等は、本学で入金の確認が取れ次第、お送りいたします。
※確定申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成することをお勧めします。
※確定申告についてのご相談は、所轄税務署へお問い合わせください。

■法人の場合

寄附金は、当該法人の各事業年度の所得の計算上、全額損金に算入されます。

山形大学

山形大学 総務部（山形大学基金担当）
〒990-8560 山形県山形市小白川町1-4-12　TEL 023-628-4497,4006　FAX 023-628-4013
E-mail：yukikin@jm.kj.yamagata-u.ac.jp　山形大学基金　http://www.yamagata-u.ac.jp/jp/fund/